

久留米市スポーツ推進計画

[令和2年度～令和7年度]



2020年（令和2年）3月
久留米市・久留米市教育委員会

— 目 次 —

はじめに	1
I 章 久留米市のスポーツ政策の現状と課題	2
1 久留米市スポーツ振興基本計画（旧計画）の検証	
(1) 久留米市スポーツ振興基本計画の概要	
(2) 政策ごとの検証及び総括	
2 市民意識調査から見える現状と今後の方向性	
3 スポーツ関係団体からの意見集約	
II 章 久留米市スポーツ推進計画（令和2年度～令和7年度）	14
1 計画策定の意義	
2 計画の位置づけと期間	
3 計画の基本理念	
4 基本方針と進行管理	
III 章 スポーツ推進に向けた施策の取り組み	16
1 施策の体系	
2 具体的施策内容	
I <u>スポーツ参画人口の拡大</u>	
A：スポーツを「する」市民の拡大	
1. スポーツ機会の提供・充実	
2. 学校体育及び部活動の充実	
3. アスリートの競技力向上	
II <u>スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実</u>	
B：スポーツ「人材」の充実	
1. 指導者の育成・支援	
2. スポーツ関連団体の組織強化・連携	
C：スポーツ「場」の充実	
1. スポーツ施設の充実	
2. スポーツを身近にできる場の確保	

Ⅲ スポーツを通じた、活力があり絆の強い社会の実現

D：スポーツを通じた、生きがいもてる社会の実現

1. 生きがい・仲間づくりの推進
2. 健康づくりの推進
3. 障害者スポーツの普及促進

E：スポーツを活かした地域の活性化

1. スポーツコンベンションによる地域活性化
2. 観戦型スポーツイベントの充実
3. スポーツ関連情報の発信

IV章 施策の推進に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理

はじめに

国では、「スポーツ振興法」を50年ぶりに全面改正し、平成23年6月に、新たに「スポーツ基本法」を制定しました。この法律には、スポーツに関しての基本理念が定められ、国や地方公共団体並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項などが規定されています。

この「スポーツ基本法」の規定に基づいて、平成24年3月に「スポーツ基本計画」が策定され、「スポーツを通じて全ての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会」を目指した我が国のスポーツ推進の基本的な方向が示されました。

また、平成27年10月に「スポーツ基本法」の趣旨を踏まえ、スポーツを通じ、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むことができるスポーツ立国の実現を最大の使命として、「スポーツ庁」が設置されました。

そして、平成29年3月には、第1期から5年間の計画期間を経て、「第2期スポーツ基本計画」が策定されました。この計画では、「スポーツ参画人口」を拡大し、スポーツ界が他の分野との連携・協働を進め「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むことを、基本方針としています。

久留米市では、平成19年3月「久留米市スポーツ振興基本計画」（平成19年から概ね10年間）を策定し、「活力あふれる市民スポーツの振興と豊かなスポーツライフの創造・地域づくり」を基本理念に、「いつでも・どこでも・誰でも」がスポーツに親しむことができるスポーツ都市づくりのため、さまざまな取り組みを進めてきました。

平成25年3月には、国や福岡県、久留米市のスポーツ環境の変化を踏まえ、「久留米市スポーツ振興基本計画」の事業体系について、「市民が躍動できる生涯スポーツ振興体制の整備・充実」「スポーツによる自己実現及び競技者への支援」「学校における体育・スポーツのあり方」「スポーツ振興のための各種指導者の養成と有効活用」の4つの基本政策に見直し、スポーツ機関や団体をはじめ、市民や地域、学校などとも密接に連携を図りながら一体的な取り組みを推進することで、スポーツ実施率や子どもの体力向上を維持する事業を進めてきました。

このたび、久留米市スポーツ振興基本計画の期間が令和元年度をもって終了することから、国等の動向や久留米市スポーツ振興基本計画における現状と課題を踏まえ、本市におけるスポーツ推進の一層の充実を図るために、「久留米市スポーツ推進計画」を策定しました。